

## フロアホッケーインストラクター登録要領

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟

### (目的)

第1 この要領は、日本フロアホッケー連盟（以下、「連盟」という。）が主催するフロアホッケー体験会等（以下、「体験会等」という。）で、指導を行う指導者について、「フロアホッケーインストラクター」という名称で登録するため、暫定的に必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2 この要領において、「フロアホッケーインストラクター（以下、「インストラクター」という。）」とは、フロアホッケー競技の技術と知識を有する者のうち、定款で定める連盟の正会員もしくは賛助会員であり、この要領で規定する要件に合致し、日本フロアホッケー連盟理事長（以下「連盟理事長」という。）が指導者として登録した者をいう。

### (登録委員会)

第3 連盟理事長は、インストラクターの審査及び登録について、次の者で構成する登録委員会（以下、「委員会」という。）に委任するものとする。

(1) 委員長

事務局運営委員会の体験会部長又は連盟理事長が指名する者

(2) 副委員長

事務局運営委員会のルール・レフェリー部長

(3) 委員

事務局次長

事務局運営委員会の体験会副部長

その他連盟理事長が指名する者

2 委員会は委員長が招集し、開催する。委員会は2分の1以上の委員の出席をもって成立する。召集する時間がない場合には、書面による審査を行うものとする。

3 委員会の議長は、委員会の委員長が務める。登録指導者の登録は原則全会一致とし、協議が整わない場合には、多数決で採決を行い、登録するものとする。

### (インストラクターの区分)

第4 インストラクターは、次の区分によるものとする。

(1) S種フロアホッケーインストラクター

障がいのある者若しくはそれらの者を含む者を対象とする体験会等で指導を行うことができる者。

(2) A種フロアホッケーインストラクター

健常者を対象と体験会等で指導を行うことができる者。

(3) B種フロアホッケーインストラクター

S種又はA種登録指導者のサポートをもって体験会等で指導を行うことができる者。

### (インストラクターの要件と登録)

第5 インストラクターの要件は、次に掲げるものとし、登録希望者は、別紙様式1号により、連盟理事長に登録申請を行い、登録委員会は、登録申請者の申請内容が要件を満たしていることを確認したときは、インストラクターとして登録するものとする。

2 連盟理事長は、登録委員会でインストラクターとして登録された者に、別紙様式2号に

より、インストラクターの登録証を交付するものとする。

(1) S種インストラクター

ア スペシャルオリンピックス日本地区認定コーチ（フロアホッケー競技）の資格を有する者又はそれと同等の知識と技術を有する者。

イ 障害者スポーツ指導員の資格を有し、フロアホッケー競技の知識と技術を有する者。

ウ A種インストラクターで、1年以上指導経験があり、連盟が主催する所定の講習会を受講した者。

エ その他連盟理事長が特に認めた者。

(2) A種インストラクター

ア 連盟主催の交流戦及び小中学校等の体験会において、5回以上の指導経験を有する者。

イ 小学校及び中学校のフロアホッケー競技を指導する者であり、連盟主催の全日本フロアホッケー競技大会又はジュニアフロアホッケー交流戦でコーチの経験を有する者

ウ B種インストラクターとして、2回以上の指導補助者として経験がある者で、連盟が主催する所定の講習会を受講した者

エ その他連盟理事長が特に認めた者。

(3) B種インストラクター

上記(1)及び(2)以外の者でフロアホッケー競技の技術と知識を有する者

(インストラクターの責務)

第6 インストラクターは、フロアホッケーを通してインクルーシブな社会の創出のため、連盟の諸規程等を遵守するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 連盟から派遣要請のあった体験会等での指導

(2) 連盟主催の指導者クリニックの受講

(3) フロアホッケーの普及啓発

(インストラクターの指導・報告)

第7 インストラクターが行う指導等は、自らの資格の範囲内においてのみ指導を行えるものとする。

2 フロアホッケーの指導の依頼があった場合には、個人として依頼を受けた場合であっても、指導エリアを所管する連盟支部又は本連盟へ報告し、了承を得た上で指導を行わなければならない。

(登録取り消し)

第8 連盟理事長は、この要領に基づく実施内容を行わないインストラクター、連盟の指示に従わないインストラクター及び連盟の信頼・名誉を著しく失墜する行為を行ったインストラクターの登録を取り消すことができるものとする。

(附則)

この要領は、平成21年11月24日から施行し、連盟が別に指導者認定制度を制定したときに廃止する。

制定：平成21年(2009年)11月24日

改正：平成25年(2013年)6月4日

平成26年(2014年)5月27日

平成29年(2017年)6月1日

(様式第1号) 第5関係

## フロアホッケーインストラクター登録申請書

年 月 日

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟

理事長 増田 明美 様

申請者 住 所

氏 名

生年月日

電話番号

Eメール

フロアホッケーインストラクター登録要領第5の規定により、フロアホッケーインストラクターとして登録してください。

### 記

#### 1 フロアホッケー競技経験

年

大会等への出場経験 (大会名等記載)

#### 2 指導歴 (該当部分にチェック)

スペシャルオリンピックス関係

フロアホッケー競技プログラムの地区認定コーチ (指導歴 年)

SOフロアホッケープログラムでのコーチ経験 (回数または期間 )

小学校・中学校の指導経験

学校名 :

指導歴 : 年

その他の団体・チームでの指導経験

団体・チーム名 :

指導歴 : 年

連盟主催の交流戦、体験会の指導実績 (年月日、場所、内容を記載)

連盟主催の講習会受講歴 (年月日、場所、内容を記載)

その他 (フロアホッケー指導歴を記載)

#### 3 これまでの障がい者スポーツとのかかわり (障害者スポーツ指導員資格の有無含む)

#### 4 推薦者氏名及びコメント (推薦者がいる場合)

(様式第2号) 第5関係



No. 号

## フロアホッケーインストラクター登録証

平成 年 月 日付けで申請のあったフロアホッケーインストラクター登録について、フロアホッケーインストラクター登録要領第5の規定により、下記のとおり登録します。

### 記

1 氏名

2 登録インストラクター区分



年 月 日

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟

理事長 増田 明美

\*この登録制度は登録インストラクターがフロアホッケーの普及において一定程度の経験、技能があることを認定するもので、インストラクターが個人的な指導によって発生をした損害等を日本フロアホッケー連盟が補償するものではありません。